

福島県教育委員会平成26年12月定例会会議抄録

1 日 時	平成26年12月19日(金) 午後5時00分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	小野委員長、1番 高橋委員、2番 境野委員、3番 蜂須賀委員、4番 佐藤委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後5時00分、委員長から12月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、高橋委員、境野委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記録係の指名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第1号は、福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、教育長臨時代理により処理したことの承認を求めるもの。
	議案第2号は、平成26年度12月補正予算追加提案のうち教育委員会関係部分について、教育長臨時代理により処理したことの承認を求めるもの。
	議案第3号は、福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正しようとするもの。
	議案第4号は、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正しようとするもの。
	議案第5号は、福島県立美術館運営協議会委員の任命について諮るもの。

	<p>議案第6号から議案第8号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>議案第9号は、福島県立特別支援学校学則の一部を改正しようとするもの。</p> <p>議案第10号は、福島県教育委員会表彰規程に基づく平成26年度教育・文化関係表彰の被表彰者の変更について諮るもの。</p> <p>議案第11号は、教育職員免許法第5条第3項の規定による特別免許状の授与について諮るもの。</p> <p>報告第1号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p>
(6) 会議の非公開	<p>ここで、委員長から、委員長選挙及び議案第5号以降の議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p>
(7) 委員長選挙	<p>ここで、委員長から、次期委員長選挙を行う旨の発言があり、選挙の方法について諮ったところ、指名推選との発言があり、全員異議なく、選挙の方法は指名推選とすることに決定した。</p> <p>次に、委員長が次期委員長について諮ったところ、次期委員長に高橋委員を指名する旨の発言があったことから、これについて諮ったところ、全員異議なく、高橋委員を次期委員長とすることに決定した。</p> <p>ここで、次期委員長に選任された高橋委員から就任のあいさつがあった。</p>
(8) 委員長職務代理者の指定	<p>続いて、委員長より次期委員長職務代理者の指定を行う旨の発言があり、指定の方法について諮ったところ、委員長指名との発言があり、全員異議なく、指定の方法は委員長指名とすることに決定した。</p> <p>委員長から蜂須賀委員が指名され、次期委員長職務代理者に指定された。</p>

<p>(9) 議 席 の 指 定</p>	<p>続いて、委員長より次回の会議の議席の指定を行う旨の発言があり、指定の方法をくじ引きとする旨諮ったところ、全員異議なく、指定の方法はくじ引きとすることに決定した。</p> <p>次期委員長及び教育長以外の委員がくじを引き、次のとおり決定した。</p> <p>1 番 境野米子 委員</p> <p>2 番 小野栄重 委員</p> <p>3 番 佐藤有史 委員</p> <p>4 番 蜂須賀藤子 委員</p> <p>ここで、委員長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後5時17分、委員長から委員会の再開が告げられた。(蜂須賀委員欠席)</p>
<p>(10) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 号</p> <p>議 案 第 2 号</p> <p>議 案 第 3 号</p>	<p>教育長臨時代理による処理の承認について(福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について)(議案第1号)職員課長より、教育長臨時代理による処理の承認について(平成26年度12月補正予算追加提案(教育委員会関係部分)について)(議案第2号)財務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委 員：1月分から3月分に限っての給与の増額になるのか。</p> <p>職 員 課 長：4月分に遡っての給与改正なので、4月分以降の増額分についての補正である。</p> <p>福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則について(議案第3号)、教育総務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>

<p>議案第 4 号</p>	<p>技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について（議案第 4 号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>(11) 前回会議録の承認</p>	<p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p> <p>委員長が、平成 26 年 1 1 月定例会の会議録について承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p>
<p>(12) 議案審議 議案第 5 号</p>	<p>福島県立美術館運営協議会委員の任命について（議案第 5 号）、社会教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議案第 6 号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第 6 号）、職員課長より公物の不適正使用等に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>ここで、委員長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後 6 時 5 分、委員長から委員会の再開が告げられた。</p>
<p>(13) 議案審議 議案第 7 号</p>	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第 7 号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議案第 8 号</p>	<p>福島県市町村公立学校事務職員の懲戒処分について（議案第 8 号）、職員課長より指定速度超過による運転に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議案第 9 号</p>	<p>福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について（議案第 9 号）、特別支援教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>

議案第10号	平成26年度教育・文化関係表彰について（議案第10号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第11号	教育職員免許法第5条第3項の規定による特別免許状の授与について（議案第11号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
(14) 報告事項 報告第1号	訓告処分等について（報告第1号）、職員課長より説明があり、了承した。
(15) 次回の日程	平成27年1月21日（水）午後1時30分に定例会を開会することが決定された。
(16) 閉会	午後6時46分閉会となった。